8–(1)	銀行法第16条の3(5%ルール)、同法第52条の24(15%ルール)の対象から信託勘定を除外すること
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の 根拠法令	銀行法第16条の3、第52条の24
要望の 具体的内容	信託財産として所有する株式等に係る議決権について、銀行法第16 条の3、第52条の24の適用対象から除外すべきである。
規制の現状と 要望理由等	信託銀行は、信託の本旨に従い、受益者のために忠実に、また、善良なる管理者の注意をもって、信託事務を処理しなければならない(信託業法第28条)。その具体的表れとして、信託財産に損害を与える条件での取引、信託の目的等に照らして不必要な取引、信託財産に関する情報を利用して自己や受益者以外の第三者の利益を図る目的をもって取引を行うこと等が禁止される(同29条)とともに、信託財産と固有財産とを分別管理するための体制の整備が求められている(同28条3項)。こうした規律により、信託銀行が受託者の地位を利用して、自己の目的のために信託財産である株式に係る議決権を行使することはできず、それを防止するための体制も整備されている。従って、信託勘定を適用対象から除外したとしても、本規制の趣旨である、他業禁止や子会社の範囲制限の潜脱防止は確保される。本規制の適用により、例えばインデックス運用により機械的に株式を取得した結果、銀行勘定と信託勘定を合算して制限を上回る議決権を有することとなり、銀行勘定で保有する株式の売却に迫られるなど、信託銀行の投資行動が制限されている。昨年度提出した本件要望に対して、「独占禁止法においても同様の措置となっております」との回答が示されたが、独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外することについては、「『国民の声』規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成24年4月3日閣議決定)において、「平成24年度検討開始」とされている。本件要望についても、あわせて速やかに検討を進めるべきである。
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室

8-(2)	カバードボンド市場の創設と必要な環境整備
要望の視点	4.その他
規制の 根拠法令	会社更生法等 銀行法等
要望の 具体的内容	今後の成長戦略・インフラ整備等を見据えれば、特に外貨調達や中 長期資金確保の手段等を充実させていく必要があり、カバードボンド はそのための有力な手段となり得る。 カバードボンドがわが国の市場に定着するための課題は、市場にお ける流動性の確保であり、流通コストを引き下げる標準化の最も厳格 な形として法制化を検討する意義が大きい。 法制化に向けては、ダブルリコースを確保するための倒産法制の例 外的措置や預金者保護との関係整理等が必要となるため、今後さら に議論を深める必要がある。
規制の現状と要望理由等	現在、わが国金融機関が担保付社債を発行する場合、担保付社債信託法に基づき発行することが可能であるが、担保管理における事務手続きの煩雑さなど制約が多く、担保付社債はほとんど流通していない。また、法律に基づかないストラクチャードカバードボンドの場合、コスト面、流動性の面から金融機関の継続的な資金調達手段とはなりにくく、現在までわが国では発行事例はない。わが国金融機関の資金調達は預金と無担保社債が中心となっているが、今後、預金の減少が予測されるなかでは社債などによる市場からの調達の重要性がますます高まることが予想される。一方、金融危機時にわが国の社債マーケットは大きな影響を受け、資金調達における困難に直面した経験を踏まえれば、金融機関の調達手段の多様化は重要な課題である。 海外では、欧州においてはカバードボンドは市場規模250兆円にまで拡大しており、加えてリーマンショック後にも安定した発行実績を確保するなど、その有用性が確認されているところである。さらに、これまでカバードボンドを導入していなかった豪州、韓国、カナダなどアジア太平洋地域でもカバードボンドの法制化の動きが広がっており、カバードボンドにより、外貨を含む資金調達を行っている海外金融機関とのイコールフィッティングを確保することは、今後、わが国の金融機関が海外業務を展開していく上では不可欠である。また、国内においても、年金等の有力な運用手段たり得る新商品を準備することの意義は高く、法制化による新規市場創設が望まれるところである。
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁企画課信用制度参事官室

8-(3)	特別勘定に関する現物資産による保険料受入、移受管
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の 根拠法令	保険業法第97条、第118条、附則第1条の13他
要望の 具体的内容	<ul><li>・株、債券等の現物資産による保険料受入、移受管を可能とすべく法令上措置すべきである。</li><li>・今後の、具体的な検討の場やスケジュールを明らかにすべきである。</li></ul>
規制の現状と 要望理由等	現在、保険料受け入れ、及び解約時の引渡しについて、株、債券等の現物資産によって行うことが認められていない。 ただし、厚生年金基金の代行返上における物納等の場合は、特例措置として、現物資産の受払が認められている。 企業サイドには、保有している株式を当該企業の年金制度に現物で拠出することにより、退職給付に係る積立不足額を解消したいというニーズに加え、企業間の株式の持合を市場に悪影響を与えずに解消したいというニーズがある。 現金化のコストは顧客にとって不利益となり、単独運用契約の場合、現物をそのまま移管できれば資産価値を減じることなく移管が可能となる。 現金化に伴い、大量の株式の売却が行われた場合、株式相場等の下振れ要因になる。 信託については、厚生年金保険法の改正により以上の取扱いが可能であるが、生保が法的な解釈を理由に取扱えないと利用者利便が著しく阻害される。 本要望の実現により、顧客の利便性が向上するとともに、市場の活性化が期待できる。
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁総務企画局企画課

8-(4)	保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率 10%超投資対象企業の範囲等の拡大
要望の視点	2.基準や要件の見直し
規制の 根拠法令	保険業法施行規則第56条
要望の 具体的内容	①業法施行規則56条5項各号の10%超投資可能先に関し、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律における「新規中小企業者」の概念を導入し、設立5年未満の会社について現行の要件の撤廃、又は、同法の「特定新規中小企業者」の定義に係る常勤の新規事業活動従事者数が一定以上の会社や売上高成長率の高い会社を、投資可能先に追加頂きたい。又は、「その他ベンチャーキャピタル投資の趣旨から逸脱しない会社」等を投資可能先に追加すべきである。②当初投資していた企業が成長し、資本金や従業員数等の中小企業の要件から外れた場合でも、当初投資段階で10%超投資企業の基準を満たしていた企業へは追加投資を可能とすべきである。
規制の現状と 要望理由等	①に関して、現状の規制では、保険会社本体は子会社と合算して国内の会社の10%を超える議決権の取得または保有ができないが、例外的に、保険会社の特定子会社であるベンチャーキャピタルが「新規事業分野開拓会社」(いわゆるベンチャー企業)に投資する場合は、10年以内に限り、その合算対象から除かれる。前述の新規事業分野開拓会社には、非上場の中小企業のうち、設立10年以内でかつ試験研究費等の割合が総収入額の3%超などの要件があるが、近年経済構造の変化やITなどの新技術開発などの環境変化を受け、ベンチャー企業は新しい技術、新しいビジネスモデルを中核とする新規事業を創出しており、今後も更なる成長が見込まれる。このため、保険会社としては、ベンチャー企業の発展を支えつつ、収益を拡大させるために、当該新規事業領域に対する柔軟な投資を可能とする規制体系が望まれる。この点、現行の規制の枠組みでは、投資可能先を限定列挙的に認めて頂いており、今後も新たな投資可能先を順次追加して頂く方法も考えられる。一方、目まぐるしい技術革新を背景に、法令が予定していない新たな業種・事業が登場してきた場合、機動的な投資を可能とする観点からは、新たな業種・事業が登場してきた場合、機動的な投資を可能とする観点からは、新たな業種・事業が登場してきた場合、機動的な投資を可能とする観点からは、新たな業種・事業が登場してきた場合、機動的な投資を可能とする観点からは、新たな業種・事業が登場してきた場合、機動的な投資で前とも投資可能先として当てはめることができるようなバインチャーキャピタルの投資については、リードペンチャーキャピタルとしてガバナンスの観点から相当シェアを維持しつつ、成長に合わせた段階的な投資を行うケースもある。今後もますますこうした様々な事業の成長や投資形態が見込まれる中、より多くの企業に対してが資を指力が拡大されたとしても、従来どおり10%を超えてから10年間の保有期間制限を維持することにより、業務範囲規制の趣旨からも問題ないものと考えられることに加え、当要望の実現によって、より多くの優良なベンチャー企業に対しての資金供給を通じた、新しい産業の創出や企業成長の促進、経済活性化に貢献することができると考えられる。
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁総務企画局保険企画室

8-(5)	保険会社による外国資産運用会社等の買収、外国の関連法人等に係る子会社等業務範囲規制の特例・緩和
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の 根拠法令	保険業法第106条、同法施行規則第56条、第56条の2、保険会社向け の総合的な監督指針Ⅲ-2-3等
要望の 具体的内容	①保険会社が外国の資産運用会社等を買収する際、国内と海外の保険会社の子会社等に係る業務範囲規制の差異から生じる競争条件の不平等及びそれによる買収機会の喪失を解消する観点から、子会社等に係る業務範囲規制の特例措置を認めるべきである。その場合、子会社対象会社の業務の一部と見なせる従属的な業務については、業務範囲内であることを明確化すべきである。 ②保険業あるいは資産運用業を行う外国の関連法人等の子会社等について業務範囲規制の緩和を認めるべきである。
規制の現状と要望理由等	[外国の資産運用会社の買収に係る特例] 保険会社は長期・安定的に資産運用収益を確保して将来の保険金等を確実に支払う必要があるが、資産運用力の強化や運用リスクの分散等、年金・投信分野等における相乗的な収益力強化の観点から、外国の資産運用会社等を買収することは重要な選択肢である。しかし外国の資産運用会社を買収しようとする際、その子会社等に保険業法で認められる子会社対象会社以外の会社が存在することがある。 欧米では、保険会社の子会社等に業務範囲の制約を設けていないことが多いため、欧米の保険会社は既にグローバルな買収戦略を展開している。一方、我が国の保険会社の子会社等の業務範囲は、法令や監督指針で一定の会社に厳格に限定されているため、外国の資産運用会社等を買収する際には、子会社等の経営情報を短期間に得ることに困難を伴う点、判断ができない場合は入札が不可能となる点、国内規制を満たさない場合に当該子会社等を買収対象から除外することを入札条件としなくてはならない点など、海外の保険会社に比して交渉上著しく不利な立場に置かれる。 保険会社が外国の保険会社を買収する際の子会社等に係る業務範囲規制の特例は措置されたが(保険業法第106条4項等)、外国の資産運用会社等の買収の場合も同様の特例措置を認めることで、保険会社が内外の資産運用会社等と適切な連携を図り、固有業務である資産運用の役割を確実に発揮することは、保険金等の確実な支払のみならず、保険会社が内外の資産運用会社等と適切な連携を図り、固有業務である資産運用の役割を確実に発揮することは、保険金等の確実な支払のみならず、保険会社が内外の資産運用会社等の特別もあることから、子会社対象会社の業務の一部と見なせる従属的な業務については、業務範囲内であることを明確化していただきたい。 [保険業あるいは資産運用業を行う外国の関連法人等の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがありうること等から、保険業あるいは資産運用業を行う外国の関連法人等の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがありうること等から、保険業あるいは資産運用業を行う外国の関連法人等の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがありうること等から、保険業あるいは資産運用業を行う外国の関連法人等の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがありうること等から、保険業あるいは資産運用業を行う外国の関連法人等の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に機能しないおそれがありうること等から、保険業あるいは資産運用業を行う外国の関連法人等の子会社等の一定期間の猶予措置による事後的な売却は有効に対する場合によりないませいないないませいないませいないますないませいないませいないませいないませ
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁 総務企画局企画課保険企画室 監督局保険課

8-(6)	電磁的方法を活用した保険商品に関する情報提供に係るルール整備
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の 根拠法令	保険業法100条の2、保険業法施行規則53条・53条の7、保険会社向けの総合的な監督指針II-3-5-1-2(16)等
要望の 具体的内容	保険会社や募集人がIT技術を活用して効率的な業務運営を行い、 利用者も自らのIT技術の活用度合に合わせた多様なサービスを安心 して享受する観点から、電磁的方法を活用した情報提供のあり方等、I T技術の進展に即したルール整備を行うべきである。
規制の現状と 要望理由等	近年、インターネットや情報端末等のIT技術の進展がめざましく、保険においてもIT技術を活用したビジネスモデルが登場してきているが、必ずしも現状ではこれらに対応したルール整備がなされていない。電磁的方法を活用した情報提供のあり方等、IT技術の進展に即したルール整備を行うことにより、保険会社や募集人がIT技術を活用して効率的な業務運営を行い、利用者も自らのIT技術の活用度合に合わせた多様なサービスを安心して享受することが期待できる。IT技術の活用により、インターネットや情報端末等を介した円滑な取引、事後的な情報検索が利用者の端末内で可能となるなどの他、顧客の選択に基づく方法で情報提供を行うことにより、顧客の利便性や説明の実効性が高まるといったメリットが想定される。 (例)保険会社向けの総合的な監督指針 II -3-5-1-2(16)において、契約概要、注意喚起情報は「書面を交付」するための体制整備が求められており、電磁的方法による情報提供はインターネット等による場合のみ記載され、その場合でも「印刷や電磁的方法による保存」が例示されている。近年、クラウドコンピューティング、インターネットを介した対話や情報端末等のIT技術が進展しており、顧客の実態に合わせた多様な情報提供を行うことにより、顧客の利便性や説明の実効性が高まることが期待されることから、顧客の選択に応じた電磁的方法による情報提供も可能であることを明確化することが考えられる。
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁 総務企画局企画課保険企画室 監督局保険課

8-(7)	少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の抄本提 出の廃止
要望の視点	1.行政手続の簡素化
規制の 根拠法令	少額短期保険業者監督指針Ⅲ-2-7-3 保険業法第272条の31、第272条の32及び第272条の33 同法施行規則第211条の72
要望の 具体的内容	金融機関が少額短期保険事業者の主要株主となる場合は、少額短 期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の提出を不要と すべきである。
規制の現状と 要望理由等	少額短期保険事業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者に関する承認申請にあたって、その者が法人である場合の取締役、執行役、会計参与及び監査役の履歴書について、住民票の抄本の提出が必要とされ、また個人である場合の当該者の氏名、住所又は居所及び職業を記載した書類についても住民票の抄本の提出が必要となっている。  一方、保険会社の主要株主基準以上の数の議決権を保有する者となろうとする場合の認可の申請(保険業法第209条)においては、住民票の抄本の提出が求められていない。  金融機関(保険持株会社、銀行持株会社等を含む)は認可・免許を受ける際に金融庁に役員等の氏名等に関する書面の提出を求められており、その後も調査や立入検査等を含む監督下に置かれていることからすれば、少額短期保険の主要株主になる場合に改めて内容が重複する書面を提出し、さらに住民票の提出まで求めることは必要性に乏しく、かつ実務上頃雑である。
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁企画課保険企画室

8–(8)	投資法人における「減資」制度の導入
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の 根拠法令	投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」)第125条、同法 第137条、 投資法人の計算に関する規則(以下「投資法人計算規則」)第20条第2 項
要望の 具体的内容	投資法人において欠損填補のための出資総額の減少(減資)制度の 導入を図られたい。
規制の現状と要望理由等	不動産市場は景気変動の影響を受け、循環的に変動するものであり、Jリートが保有する不動産等についても、その価値は不動産市場全体の動きにあわせて変動する。したがって、リリートが不動産を長期的に保有する以上、会計上の評価損である減損損失の計上、又は売却に伴う損失計上は、資産運用上、一定の範囲で起こり得るものといえる。株式会社では、減損損失や不動産等の売却に伴う損失が発生し、欠損が生じた場合に、資本金の額の減少(会社法第447条第1項)により欠損を填補することができる。しかし、投資法人の場合、出資総額の減少は払戻し(投資法外19期第20条第2項)、株式会社のように減資により欠損を填補することができない。欠損を抱えていると、持続的に安定的な利益及びキャッシュフローを生み出せるJリートであっても、大きな減損損失等が発生した場合、翌期以降複数期にわたり利益の配当ができず、その結果、複数期にわたり法人税が課税される等の事象が起こる可能性がある。このような場合、増資や借入等の資金調達に重大な影響ができため、資産デフレを防止するといった重要な役割を期待されているJリートが、その役割を十分に果たせなくなる。本来、欠損は過年度の損失により毀損した資本を補填するまでは株主への配当を制限することで債権者等との利害調整を図るものであり、資ートにおいては資本維持の寿え方が採られておらず、欠損を抱えていても債権者保護手続きを経ずに基準純資産額までは利益超過分配が可能であるため、補填必要額としての欠損の意義は乏しい。また、欠損填補のための出資総額の減少は、それによってリリートの財産が増減するものではなく、単なる計算書類上の計数の変更でしかないため、投資主に対して、何らの実質的負担を強いるものではない。むしろ不当に業績が悪化しているという印象を市場に与える欠損を解消することにより、Jリートの適正な運営や資金調達に資するものと考えられる。このように、欠損填補のための出資総額の減少(減資)制度にかかる必要性を踏まえ、当該措置の導入を求める。
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁総務企画局市場課

8-(9)	投資法人におけるコミットメント型ライツ・オファリング(新投資ロ予約権 無償割当による増資)制度の導入
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の 根拠法令	投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」)第82条第6項
要望の 具体的内容	投資法人が、コミットメント型ライツ・オファリング (新投資ロ予約権無 償割当による増資)を円滑に実施できるよう措置すべきである。
規制の現状と要望理由等	2008年の金融危機では、Jリートの資金調達手法が借入や増資等に限定されるため、金融資本市場の影響を過度に受け、投資法人債償還及び借換等のための資金調達が困難となるリートが見られ、資金調達に失敗したJリートのひとつが破綻に至った。当該危機後も、根本的にはJリートにかかるファイナンス・リスクは払拭されておらず、今後も当該リスク調査在化する可能性がある。このため、Jリートが金融危機時に実施することのできる資金調達手法を導入する必要がある。金融危機時のリファイナンス・リスクの要因として、現行制度において増資手法が公募増資及び第三者割当増資に限定されていることが挙げられる。金融危機時には、公募増資または第三者割当増資は、既存投資家の持分を希薄化させる可能性が高いとして、その実施が困難となる。このように金融資本市場が変調をきたしている場合であっても、Jリートの増資等を可能とするためには、既存投資主持分の希薄化を抑制できる増資手法の導入が求められる。ライツ・オファリングは、既存投資主に希薄化回避の機会を与えつつ増資を実施する手法であり、投資口価格の下落時であっても投資家に比較的受け入れられやすいと考えられる。リート制度を導入する欧州及びアジア等の主要各国では、金融資本市場の状況が厳しい中でも、ライツ・オファリングを通じて大規模な増資が実施されるなど、ライツ・オファリングを通じて大規模な増資が実施されるなど、ライツ・オファリングを通じて大規模な増資が実施されるなど、ライツ・オファリングを通過である手法であるコミットメント型ライツ・オファリングを強にも、ライツ・オファリングを開発に実施するためには、行使価格を増資後の投資口価格にかかる理論価格に対して一定程度低い水準に設定する必要がある。投信法第82条第6項に「募集投資口の払込金額は、投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額としなければならない」言の規定があるが、ライツ・オファリング実施の際に、同条に抵触しないことを明確化頂きたい。
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁総務企画局市場課

8-(10)	投資法人による自己投資口取得の解禁
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の 根拠法令	投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」)第80条、同法第 136条、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第129条、同規 則第130条、投資法人の計算に関する規則第39条
要望の 具体的内容	投資法人が、資本政策として自己投資口を取得することが可能とな るよう措置すべきである。
規制の現状と要望理由等	金融資本市場の状況により、市場の需給が崩れ、投資口価格が過度に下振れする場合がある。このような場合、市場環境が改善するまで、増資及び物件取得が困難となる。実際、2008年の金融危機以降、投資口価格の低迷により、増資等は大幅に減少し、不動産取得額も同様に著しい落ち込みを見せ、リリートが担うべき資産デフレ防止といった役割を果たすことができなかった。リリートの自己投資口取得が可能であれば、それを契機として、アナウンスメント効果等により投資口価格が再評価され、増資及び物件取得に資するものと考える。また、自己投資口取得は、リリートの投資効率向上のための手段としても有効である。リリートにおいて、保有資産の売却等によって一時的に手元資金が増加した場合で、新たな投資機会を得られない場合がある。そのような場合に、自己投資口取得によって、自己資本利益率の向上及び一口当たり分配金の増額等が可能となる。さらに、リリートがグローバル化する資本市場において成長を続けるために、自己投資口取得をはじめとする多様な資本政策手法を導入し、財務の安定性及び柔軟性の面で国際競争力を強化する必要がある。現行、投信法第80条第1項等により、リリートの自己投資口取得は合併による場合等に限定されているところ、上述のように、リリートがそのは、財務の安定性及び柔軟性の面で国際競争力を強化する必要がある。の現行、投信法第80条第1項等により、リリートの自己投資口取得は合併による場合等に限定されているところ、上述のように、リリートがその自己投資口価格の水準を是正しながら新たな資金調達物件取得につなげる手段として必要であり、リリートが資本政策としても記録である。大は近に対する意味の表表に表現がある。そうにも記録に対するに表現に対する意味の対すを発言を表現に対する。これが対すを表現に対する。これが対すを表現に対する。これが対すを表現に対する。これが対すを表現に対する。これが対するでは、対すないを表現に対する。これが対するでは、対すないのでは、対すないを表現に対するでは、対すないのは、対すないのでは、は、対すないのは、対すないのでは、対すないのでは
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁総務企画局市場課

8–(11)	内国信託受益権等における有価証券届出書·目論見書·有価証券報 告書記載事項の簡素化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の 根拠法令	特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令 第6号様式、第9号 様式
要望の 具体的内容	内国信託受益権等における有価証券届出書・目論見書・有価証券 報告書の「受託者、委託者及び関係法人の情報」の記載について、参 照方式の採用等により簡素化すべきである。
規制の現状と要望理由等	内国信託受益権等の「受託者、委託者及び関係法人の情報」の記載は、企業開示府今第二号様式の第二部「企業情報」に準じて記載することとされている。しかし、企業開示府令第二号様式に準じた記載まで求めずとも、例えば受託者等が提出した有価証券報告書を参照すべき旨の記載としたとしても、投資判断に当たり必要な情報は提供されている。 本件要望については、「『国民の声』規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(平成24年4月3日閣議決定)において、「『受託者、委託者及び関係法人の情報』の記載を参照方式等の採用により簡素化することについて検討を行い結論を得る〈平成24年度検討・結論〉」とされていることも踏まえ、着実に検討を進め、早期に必要な措置を講じるよう求める。
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁総務企画局企業開示課

8-(12)	信託ABLにおける金銭債権の特定金銭債権としての取扱い
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の 根拠法令	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項
要望の 具体的内容	いわゆる信託ABLにおける対象資産である金銭債権についても特定 金銭債権とすべきである。
規制の現状と要望理由等	現行法では、債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項第10号ないし14号において流動化対象の金銭債権が特定金銭債権とされているが、いわゆる信託ABL(オリジネーターが受託者に対し証券化対象資産を信託譲渡し、これに対し受託者がオリジネーターに対し信託受益権を発行し、受託者が信託財産である証券化対象資産を引当てとして投資家から借り入れを行い、かかる借入金をもってオリジネーターが取得した信託受益権の一部を償還することにより当該信託受益権の償還金をもってオリジネーターの資金調達を図るというスキーム)における流動化対象の金銭債権が特定金銭債権とされていない。特に上記各号の流動化対象の金銭債権と区別する理由はなく、信託ABLにおける流動化対象の金銭債権もまた特定金銭債権としていただきたい。
制度の所管官庁 及び担当課	法務省 大臣官房 司法法制部

8–(13)	貸金業法の規制対象の明確化
要望の視点	3.規制・制度の撤廃や見直し
規制の 根拠法令	貸金業法第2条、第3条
要望の 具体的内容	親会社と会社法上の「実質子会社」との間の資金の貸し借りについ て、貸金業法の規制の対象とすべきではない。
規制の現状と要望理由等	貸金業法第2条に定める貸金業については、同法第3条の登録を要することとされているが、旧商法上の親子関係(一方が他方の総議決権数の過半数を保有する関係)にある会社間における資金の貸し借りについてはこの適用がないものとされている(平成18年7月21日付け「金融庁における法令適用事前確認手続(回答書)」)。その理由は、①親子会社は、親会社が子会社に対して有する支配関係から経済的には一体と見ることができ、親子会社間での資金の移動は同一法人内での資金の移動と同視できること、及び②貸金業法が貸金業者に対し登録を義務付けて同法の規制のもとに置いている趣旨は、高利貸し、過剰融資、過酷な取立行為等を防止し、「貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図る」(貸金業法第1条)点にあるところ、親子会社間においてこれらの行為が行われることは想定しがたいことにあると考えられる。  一方、親会社と会社法上の「実質子会社(会社法施行規則3条3項2号に基づき子会社とされるもの)」との間の資金の貸し借りについては、貸金業法の適用があるか否かについて、これまで明らかにされていない。しかし、旧商法上の親子会社間における資金の貸し借りにつき貸金業法の適用がないことの理由として考えられる上記①及び②は、いずれも、親会社と会社法上の「実質子会社」との間の関係においても、同じく当てはまるものである(連結会計上、旧商法上の子会社と会社法上の「実質子会社」とが取扱いにおいて全く区別されていないことに照らしても、このことは明らかである。)。 そこで、親会社と会社法上の「実質子会社」との間の資金の貸し借りについても、貸金業法の規制の対象とならないとすべきである。
制度の所管官庁 及び担当課	金融庁監督局総務課